

お知らせ

◆ 添付書類等が変更になりました!!

* 商業登記規則の改正により、平成27年2月27日から以下のとおり添付書類等が変更になりましたので、登記申請書の提出にご注意下さい。

取締役、監査役等の就任について

◎ 取締役、監査役等の就任の登記（設立の登記を含む。）申請の際、住所を記載した**取締役、監査役等の就任承諾書**に加え、これに記載された取締役等の氏名と住所が確認できる**住民票又はこれに準ずる公的な証明書**の提出が必要です。

(現行)

就任承諾書 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印

(改正後)

就任承諾書 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印

+

住民票
戸籍の附票

又は

運転免許証・住基カード(住所が記載されているもの)の写し※

原本と相違ない。
取締役 ○○○○ 印

◎就任を証する書面として株主総会議事録を援用する場合、同議事録に取締役等の住所の記載がない場合は、別途就任承諾書が必要になります。

※裏面もコピーし、本人が「原本と相違ない。」と記載して記名押印する。

代表取締役等の辞任届について

◎ 代表取締役や取締役等（法務局に印鑑を提出した者）の辞任届に**個人の実印の押印と印鑑証明書の提出**又は**当該代表取締役等が法務局に届け出ている会社の代表者印の押印**が必要です。

(現行)

辞任届 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○

(改正後)

辞任届 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印 (個人の実印)
--

+

印鑑証明書
(個人)

又は

辞任届 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印

法務局に届け出ている
会社の実印

役員氏名の旧姓の併記について

◎ 役員、清算人の就任等の登記（設立、氏の変更の登記を含む。）申請の際、戸籍の氏名に加え、婚姻前の旧姓をも記録できるよう申し出ることができるようになりました。

この登記をする場合は、**婚姻前の氏を証する書面（戸籍謄本等）**を添付する必要があります。

* 現に登記されている役員については、施行日から6月以内に限り、いつでも、婚姻前の氏の記録の申出をすることができます。

(現行)

取締役	甲野 ○ ○
	平成27年3月3日就任
	平成27年3月5日登記

(改正後)

取締役	甲野 ○ ○ (乙原 ○ ○)
	平成27年3月3日就任
	平成27年3月5日登記

+

戸籍謄本
戸籍抄本
戸籍の記録事項証明書

詳細については、次の法務局にお尋ねください。

福岡法務局法人登記部門 092-721-9306

福岡法務局北九州支局 093-561-3988

福岡法務局